

第2期特定健康診査等実施計画

**平成25年3月
遠別町**

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第2章 特定健康診査等の現状

- 1 特定健康診査の対象者数
- 2 特定健康診査の受診者数
- 3 特定健康診査の受診率
- 4 特定保健指導の対象者数
- 5 特定保健指導の指導者数
- 6 特定保健指導の実施率

第3章 特定健康診査等の実施目標

- 1 達成しようとする目標
- 2 特定健康診査等の対象者数等
 - (1) 特定健康診査等の対象者数
 - (2) 特定健康診査等の見込数

第4章 特定健康診査等の実施方法

- 1 特定健康診査の実施方法
 - (1) 特定健康診査の実施に関して
 - (2) 委託契約に関して
 - (3) 実施項目
 - (4) 周知や案内の方法
 - (5) 特定健康診査受診券の様式
 - (6) 代行機関について
 - (7) 事業所健診等他の健診受診者の健診データ収集方法
- 2 特定保健指導の実施方法
 - (1) 特定保健指導の基本的な考え方
 - (2) 保健指導対象者の選定と階層化
 - (3) 特定保健指導対象者の優先順位
 - (4) 特定保健指導利用券の様式

- 3 年間実施スケジュール
- 4 個人情報保護対策
 - (1) 特定健康診査等の記録の保存方法
 - (2) 体制
 - (3) 保存に係わる外部委託
 - (4) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知及び評価と見直し

- 1 公表・周知
- 2 計画の評価と見直し

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び目的

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や保健医療水準を達成してきました。しかしながら急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしました。

本町におきましても、国民健康保険被保険者に対し、生涯にわたる生活の質の維持向上に向けて、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した特定健康診査及び特定保健指導を積極的に推進し、町民の健康づくりを図っています。

本計画は、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「第1期特定健康診査実施計画」が終了することから、第1期計画の実施状況を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的とし、「第2期特定健康診査実施計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項を定めるものです。

3. 計画の期間

この計画は5年を一期とし、第2期計画の計画期間は平成25年から平成29年までの5年間とします。

第2章 特定健康診査等の現状

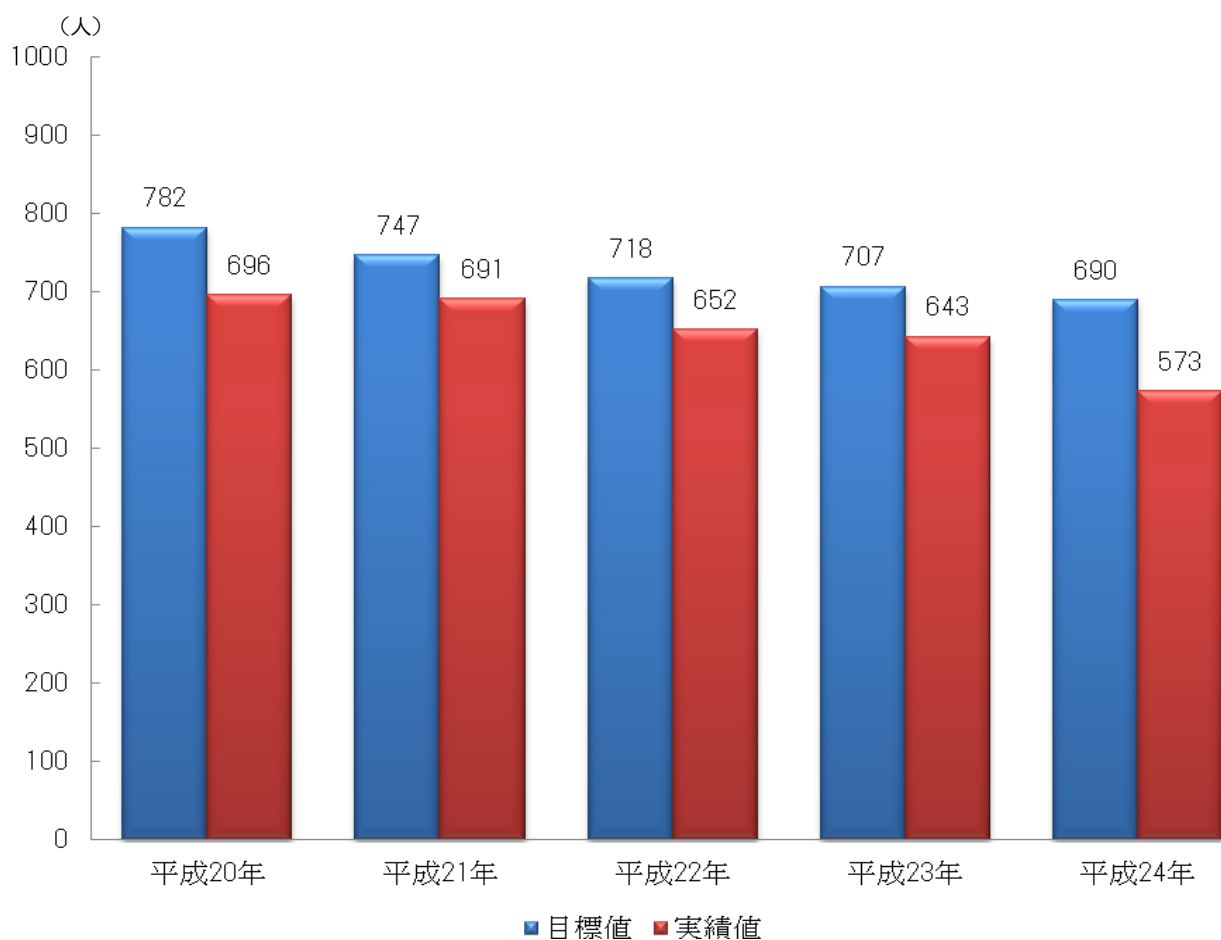
第2章 特定健康診査等の現状

1. 特定健康診査の対象者数

特定健康診査の対象者は、平成20年度の696人から平成24年度の573人と、被保険者の減少に比例して年々減少傾向となっています。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

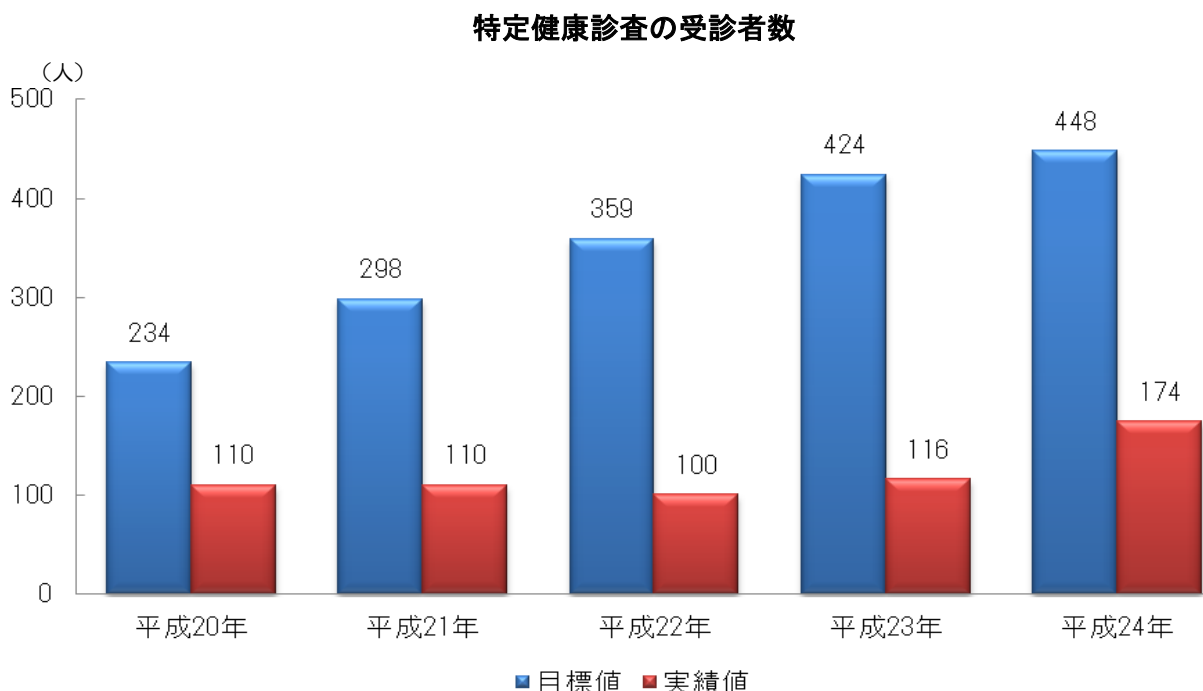
特定健康診査の対象者数



2. 特定健康診査の受診者数

特定健康診査の受診者数は、平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は増加しています。

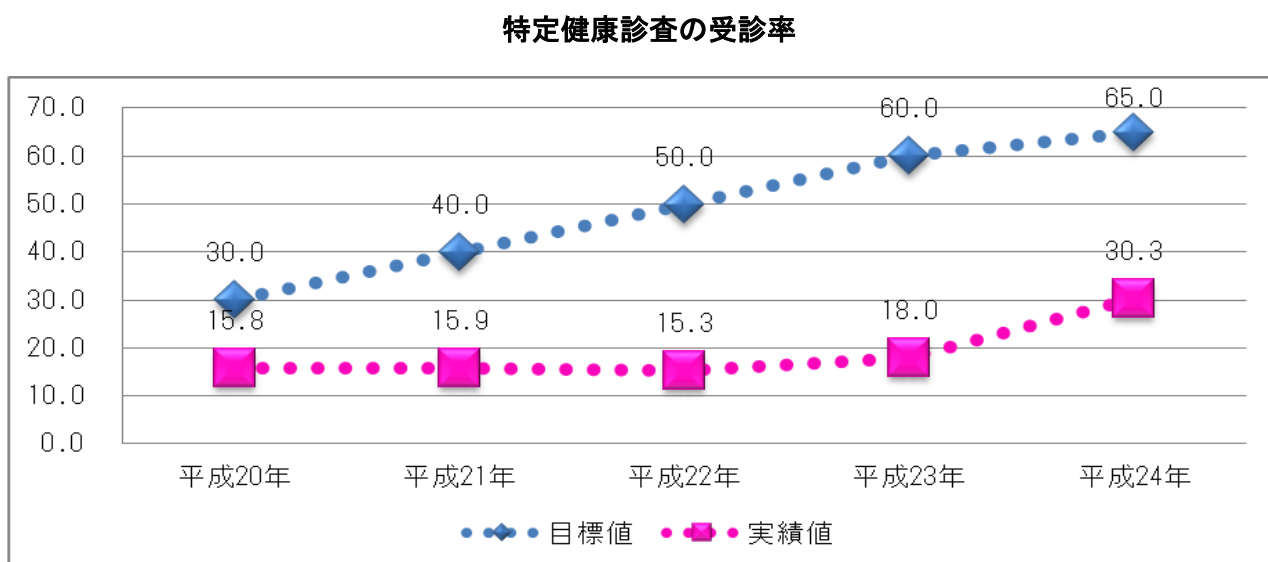
前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。



3. 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率も平成 22 年度まで減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は増加しています。

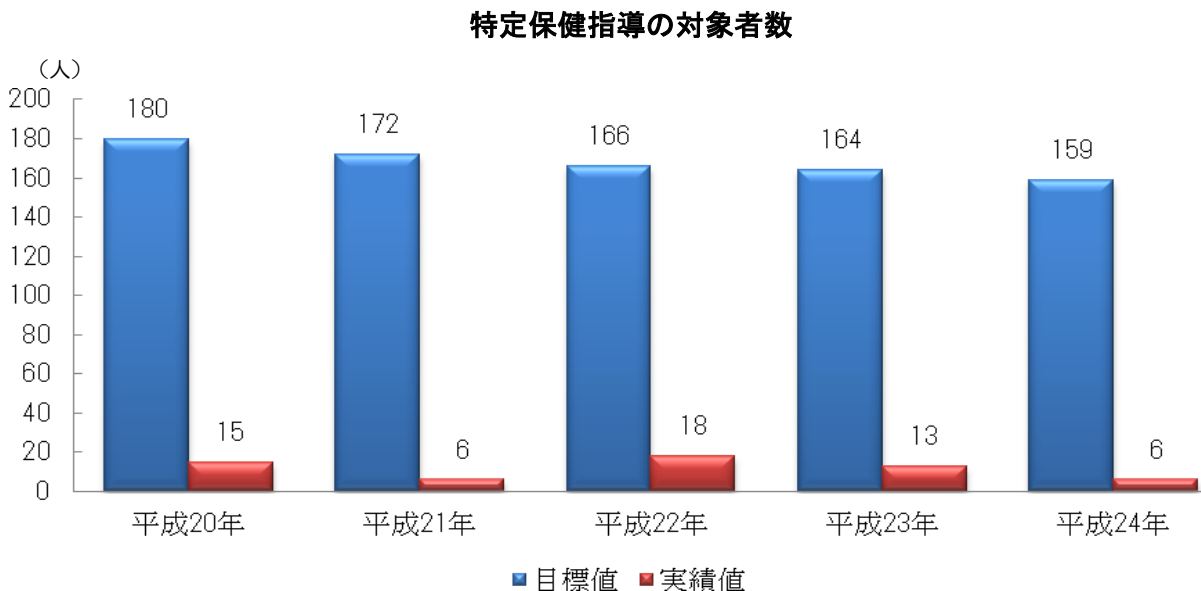
前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。



4. 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者数は、平成 20 年度から平成 24 年度まで年度ごとに増減がありますが、全ての年度において受診者の 20%以内の対象者となっています。

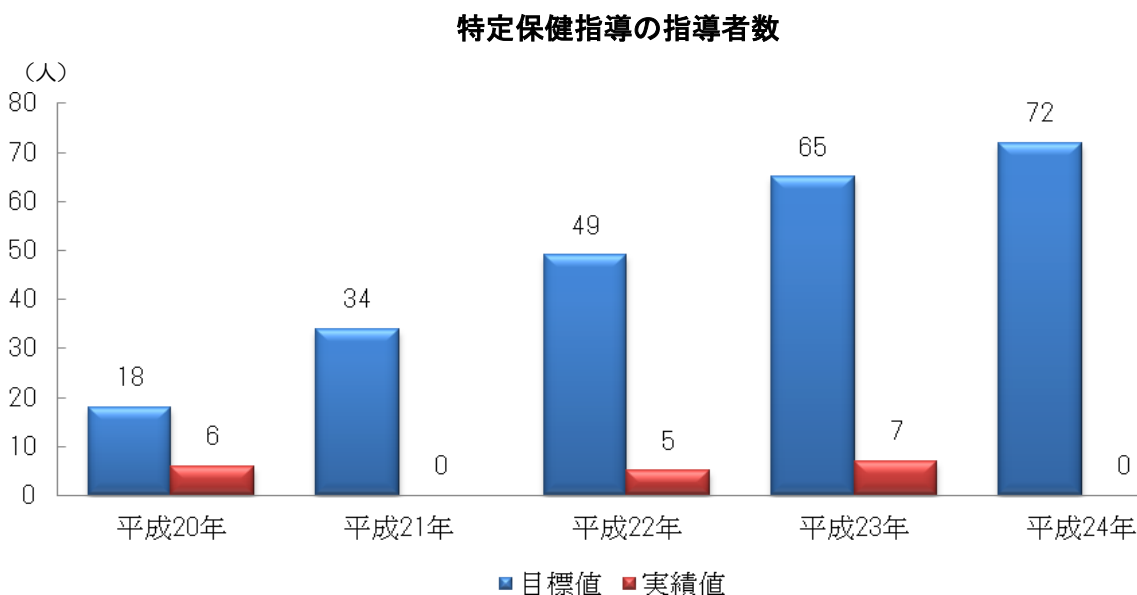
前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。



5. 特定保健指導の指導者数

特定保健指導の指導者数も平成 20 年度から平成 24 年度まで年度ごとに増減があり、対象者に要医療の方も多いことから指導者数に大きくバラつきがあります。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

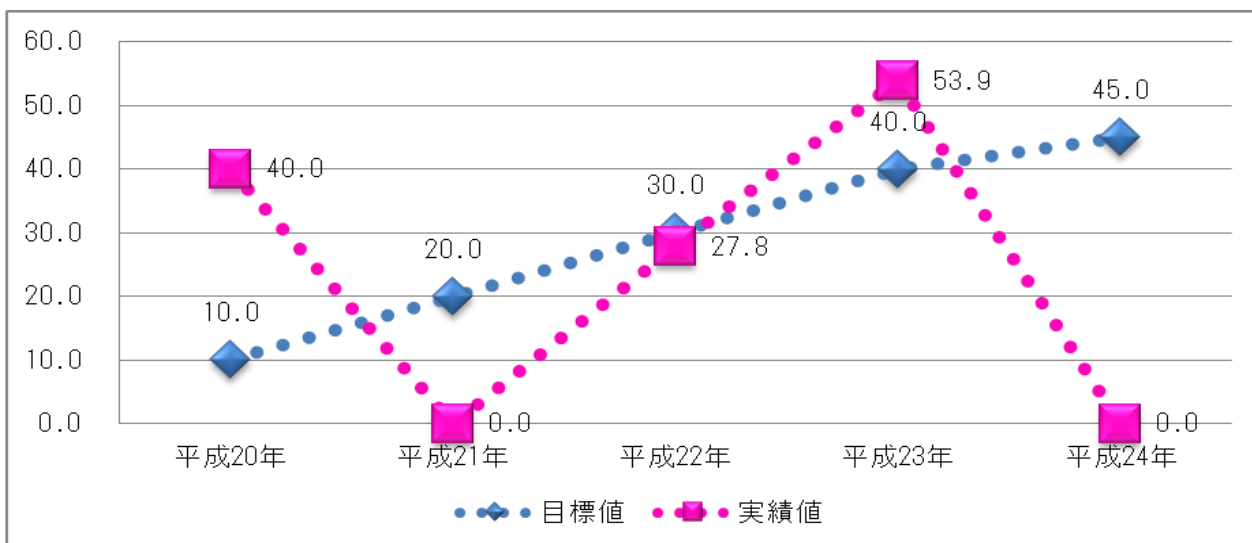


6. 特定保健指導の実施率

特定健康診査の実施率も平成20年度から平成24年度まで年度ごとに増減があり、平成21年度及び平成24年度については0%と低かったが、その他の年度については概ね30%を超える実施率となっています。

前回計画時の目標値と比較すると、年度ごとの増減はある目標値を下回っていましたが、平成20年度及び平成23年度は目標値を上回っています。

特定保健指導の実施率



第3章 特定健康診査等の実施目標

第3章 特定健康診査等の実施目標

1. 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌水準をもとに、特定健康診査等における目標値を下記のとおり設定します。

特定健康診査及び特定保健指導の実施率

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健康診査の実施率	30%	40%	50%	55%	60%
特定保健指導の実施率	30%	40%	50%	55%	60%

2. 特定健康診査等の対象者数等

(1) 特定健康診査等の対象者数

計画期間内における特定健康診査等の対象者の推計は、下記のとおりです。

特定健康診査の対象者数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健康診査の対象者数	703	697	664	624	616
特定保健指導の対象者数	56	56	53	50	49

(2) 特定健康診査等の見込数

計画期間内における特定健康診査等の見込者の推計は、下記のとおりです。

特定健康診査及び特定保健指導の見込数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定健康診査の見込数	210	278	332	343	369
特定保健指導の見込数	17	23	27	28	30

第4章 特定健康診査等の実施方法

第4章 特定健康診査等の実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

(1) 特定健康診査の実施に関して

特定健康診査の実施場所、実施時期に関しては、下記のとおりです。

実施場所	区分	実施時期
遠別町健康管理センター	集団検診	8月、2月
遠別町立国保病院	個別検診	5～3月

(2) 委託契約に関して

委託契約による健診の実施に関しては下記のとおりです。

- 集団による特定健診については、健診機関への委託により実施を行います。
- 個別での健診に関しては、遠別町立国保病院への委託により実施を行います。

(3) 実施項目

① 必須項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定
脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））
代謝系（ヘモグロビンA1c及び空腹時血糖、尿糖）
尿・腎機能（尿蛋白）

② 詳細項目

尿・腎機能（血清クレアチニン検査、尿酸）
血液一般（ヘマトクリック値、血色素測定、赤血球数）
心機能（12誘導心電図）
眼底検査

(4) 周知や案内の方法

健診受診率の向上につながるよう、各機会を通じた案内を実施します

具体的な周知や案内の方法

- ① 郵送による受診券の発行、及び健診日程等の案内
- ② 広報及び双方向システムによる周知
- ③ 保険証交付の機会の利用
- ④ 各種教室、会議等での周知
- ⑤ 未受診者への受診勧奨

(5) 特定健康診査受診券の様式

特定健康診査受診券の様式は、下記のとおりです。

(表)

特定健康診査受診券			
受診券整理番号			
氏名			
性別	生年月日	年	月 日
有効期限	年 月 日		

(裏)

〒 —	〒
	修正記入欄

健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担額			保険者負担上限額	
			負担額	同時実施負担額	負担率		
特定健診	基本項目	個別	○				
		集団	○				
	詳細項目	貧血	個別	○			
		心電図	個別	○			
		眼底	個別	○			
		集団	○				
特定健診以外の項目	生活機能評価	生活機能チェック	個別	—			
		生活機能検査	個別	—			
		追加健診	個別	○			
		集団	○				
人間ドック	個別	—					
	集団	—					

特定健康診査受診上の注意事項

1. 上記の住所欄に変更がある場合は、ご自宅の住所を自署してください。
(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対し通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
5. 健診結果のデータファイルは決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用する受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返しください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。

保険者等	所在地		
	電話番号		
	番号		
	名称		

公印省略

契約とりまとめ機関名	
支払代行機関番号	
支払代行機関名	

(6) 代行機関について

健診に関する事務処理に関して、当町においては実施しておりませんが、北海道国民健康保険団体連合会を代行機関として委託した場合は、次のとおり取扱うこととします。

代行機関においては、次に示す 6 項目の機能が必要です。

- ① 支払い代行や請求等の事務のために、健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能
- ② 簡単な事務点検のために、契約情報・受診券（利用券）情報を管理する機能
- ③ 健診機関等から送付されたデータを読み込み、確認し、保険者に振り分ける機能
- ④ その際に契約と合っているか、受診資格があるか等を確認する
- ⑤ 特定保健指導の開始と終了を管理する
- ⑥ 請求、支払代行等の機能

(7) 事業所健診等他の健診受診者の健診データ収集方法

遠別町国民健康保険の被保険者で、事業所健診や人間ドック等の他の健診を受診する方の把握を行い、健診の結果を保険者に提供するよう案内します。

2. 特定保健指導の実施方法

(1) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

(2) 保健指導対象者の選定と階層化

① 特定保健指導の基本的考え方

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化する基準、及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機づけ支援の内容については、法第 24 条の厚生労働省令で定められた方法で実施します。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85cm (男性)	2 つ以上該当		/	積極的支援	動機付け支援
≥90cm (女性)	1 つ該当		あり		
			なし		
上記以外で BMI ≥25	3 つ該当		/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当		あり		
	1 つ該当		なし		
			/		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

② 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならないが、受診の勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導の実施にも努めます。

(3) 特定保健指導対象者の優先順位

内臓脂肪の蓄積により、心疾患等のリスク要因（高血圧、高血糖、脂質代謝異常）が増え、リスク要因が増加するほど心疾患等が発症しやすくなります。そのため保健指導が必要な対象者で、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目することが重要です。

今後は、保健指導対象者の増加が予想されること、さらに糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍の25%を減少させるためには、効果的・効率的な保健指導の実施が必要です。そのため、保健指導対象者に下記のとおり優先順位をつけて保健指導を行います。

- ① 生活習慣の改善を行うことで予防効果が大きく期待できる比較的若い方
- ② 健診結果の保健指導レベルや健診結果が前年と比較して悪化し、より生活習慣改善のための緻密な保健指導が必要と判断される方
- ③ 問診項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い方
- ④ 前年度、積極的支援及び動機づけ支援対象者だったが、保健指導を受けなかった方

(4) 特定保健指導利用券の様式

特定保健指導利用券の様式は、下記のとおりです。

(表)

特定保健指導利用券

利用券整理番号	
受診券整理番号	
氏名	
性別	
生年月日	年 月 日

有効期限	年 月 日
------	-------

特定保健指導区分	窓口の自己負担※		保険者負担上限額
	負担額	負担率	
動機付支援 積極的支援			

保険者等	所在地	
	電話番号	
	番号	
	名称	

契約とりまとめ機関名	
支払代行機関番号	
支払代行機関名	

(裏)

〒	〒
—	修正記入欄

特定保健指導利用上の注意事項

1. 特定保健指導を利用するときには、利用券と被保険者証を窓口提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
3. 特定保健指導は利用券に記載してある有効期限内に利用してください。
4. 窓口での自己負担は、原則、特定保健指導開始時に全額をお支払い頂きます。なお、全額徴収できない場合は、次回利用時以降にもお支払い頂きます。
5. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
7. 被保険者の資格が無くなったときに、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者にお返しく下さい。
8. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
9. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知 及び評価と見直し

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知及び 評価と見直し

1. 公表・周知

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発について、本計画を遠別町ホームページへ掲載します。

また、各種案内・通知や保健事業等の実施に合わせて、啓発のためのパンフレット等配布し、公表・周知を行います。

2. 計画の評価と見直し

毎年、数値目標の達成状況と事業実施状況について評価を行い、その結果について見直しが必要な場合は見直しをおこないます。